

平成20年度 予算編成について



地方財政は国の「三



位一体の改革」によ

り、交付税の削減など厳しい状況にある。また町民の暮らしも、増税や諸物価の高騰の中で、年金の削減や低賃金など厳しい状況にある。この様な現状から来年度の予算編成に当たっては、

財源の確保に向けた取り組みと、町民の暮らしを支える政策の強化が求められており次の点を伺う。

- ①地方交付税など財源確保の手立てと見通し。
- ②合併による財政措置は計画通り保障されるか、その見通しは。
- ③高金利の繰り上げ償還。
- ④産業の振興策。
- ⑤住民の負担軽減と支援策について。

町長

①普通交付税の減少は、国全体の推移であり、本町も含めた地方公共団体の近年における財政状況の厳しさの最大の要因になつ

ている。

地方6団体が、交付税に関する財源保障・財源調整両機能の回復を図るよう国に求めており、本町も町村に実現できる前提条件と会や各種の会合などを通じ地方交付税の安定確保、増額に向けた要望活動に取り組んでいる。

②合併補助金の補助限度額は2億1千万円で、一定の成果を上げている。

70%が交付税措置される

合併特例債は、有利な財源であり町づくりに必要な事業に充当する財源として活用される。

普通交付税は、新町としての1本算定による額と、旧町村ごとに算定した額を比較し有利な方で交付され、今後も継続される。また、包括算入は、1年あたり4,686,900円が5年間にわたり措置され、その制度どおり措置されている。

特別交付税についても、平成18年度からの3年間で、

4億714万円が交付されると見込んでいる。

③これまで、銀行等縁故資金に係る高金利の起債の、繰上償還を実施してきたが、

新年度からは、政府系資金の起債についても高金利の起債の繰上償還について検討しており、現在、繰上償

還を実行できる前提条件と

なる財政健全化推進プランを策定し、国の承認を待つ

ている。

④産業の振興策として、総

組んでいる。

⑤町の財政状況や管内他市町村の状況等も勘案のうえ、適正な受益と負担のあり方など総合的な見地から検討している。

合計画に沿った各種事業の推進や、町独自の補助制度、地元企業の育成などに配慮した取組みを進め、雇用対策として、企業誘致など雇用の創出に結びつく取組みを、今後の予算の中で検討したい。

対象となる65歳以上の障害者は、これまで加入していた健康保険か、後期高齢者医療制度に移行するか、保険料や医療費を比較し有利な方を選択できる。

本町では、70歳以上の高齢者の基本健診受診に係る自己負担分は、町単独で費用を負担し、無料としている。今後も、これまでどおり無料とする方向で検討している。

①後期高齢者医療制度について、北海道の平均保険料は8万6千280円で、検診料は一割負担と決められたが、国保加入者でこれまでより負担が増える人の状況は。また対象となる65歳以上の障害者の現状と対策、検診の無料化の継続実施について。

②疗養型病床の廃止と削減

されれば長期の入院ができるなくなり「医療難民」を生む事になるため、国に中止を求めるべきである。

③公立病院の縮小・診療所化も打ち出しているが、存続を働きかけていくべきであるが。

④地域の実情を踏まえず一律に病床削減が進めば、高齢者に必要な医療サービスが十分に提供されなくなり、町としても医療療養型病床が確保されるよう、十勝町村会と連携を図り、道に要望したい。

⑤自治体病院を持つ町の今後の意向とその地域住民の医療が確保され、地域の実情にあうよう、十勝町村会と連携を図り、道や国に要望していきたい。

〔問〕

〔医療改革法〕の現状と対策について

〔問〕 政府の行つた「医療改革」は、高齢者

であります。そこで、町づくりに必要な事業に充当する財源として活用される。

①後期高齢者医療制度につ

いて、北海道の平均保険料は8万6千280円で、検

診料は一割負担と決められ

たが、国保加入者でこれま

でより負担が増える人の状

況は。また対象となる65歳

以上の障害者の現状と対策、

検診の無料化の継続実施について。

②疗養型病床の廃止と削減

80万円未満で、夫の年金収入が165万円、合計約245万円を超える世帯から、夫婦2人分の保険料を合算した額が、現行の国保税額を上回る。

③これまで、銀行等縁故資金に係る高金利の起債の、繰上償還を実施してきたが、

新年度からは、政府系資金の起債についても高金利の起債の繰上償還について検討しており、現在、繰上償

還を実行できる前提条件と

なる財政健全化推進プランを策定し、国の承認を待つ

ている。

④これまで、銀行等縁故

資金に係る高金利の起債の、繰上償還を実施してきたが、

新年度からは、政府系資金

の起債についても高金利の

起債の繰上償還について検

討しており、現在、繰上償

還を実行できる前提条件と

なる財政健全化推進プラン

を策定し、国の承認を待つ

ている。

⑤町の財政状況や管内他市

町村の状況等も勘案のうえ、適正な受益と負担のあり方など総合的な見地から検討している。

⑥産業の振興策として、総組んでいる。

⑦合併補助金の補助限度額は2億1千万円で、一定の成果を上げている。

70%が交付税措置される

合併特例債は、有利な財源

であり町づくりに必要な事

業に充当する財源として活

用される。

普通交付税は、新町としての1本算定による額と、

旧町村ごとに算定した額を比較し有利な方で交付され、

今後も継続される。また、

包括算入は、1年あたり4,

686,900円が5年間にわたり措置され、その制

度どおり措置されている。

特別交付税についても、